

2 資金不足比率	該当なし
----------	------

令和7年度末において、資金不足が生じた公営企業会計はないため、資金不足比率は該当ありません。

参考値として資金不足額の比率を算定すると、下記のとおりです。

(算式)

$$\frac{\text{資金不足（剰余）額〔流動負債＋算入地方債－流動資産〕}}{\text{事業の規模（営業収益）}} \times 100$$

【例：簡易水道事業会計の場合】

$$\frac{\text{流動負債（5,630千円）＋算入地方債（18,227千円）－流動資産（43,722千円）＝▲19,865千円}}{\text{事業の規模（44,602千円）}} \times 100 = \text{▲44.5\%}$$

○各公営企業の資金不足（剰余）比率

	会計名	令和7年度 資金不足 （剰余）額 （千円）	令和7年度 事業の規模 （千円）	比率（％）	経営健全化基準 （20％）に相当する 資金不足額 （千円）
1	簡易水道事業会計	▲19,865	44,602	（▲44.5）	8,920
2	下水道事業会計	▲4,299	18,731	（▲23.0）	3,746

※不足額を算出しているため、剰余額等はマイナス（▲）表示となります。

※各会計の資金剰余金は、連結実質赤字比率の各会計の黒字額と同額になります。